

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年8月17日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（25）

1 自民党・熊沢議員のケレス関連の支出について

補助参加人自民党は、以下に掲げる熊沢議員の「ケレス」に関する支出について、「市政報告書を送る際に使用していた封筒代、封筒への印刷代である」と説明している（自由民主党準備書面（3）3頁）。

【平成27年度】

| | | | | | | | |
|---------|-------|----|---------|--------|--|-----|-----|
| J15-425 | 08/18 | 熊沢 | 61,992 | (株)ケレス | 印刷物不明 部数不明 単価不明 ATM 伝票のみ | 9-5 | 568 |
| J15-426 | 12/22 | 熊沢 | 139,320 | (株)ケレス | 丙C21によれば 長3封筒印刷 部数 10,000 単価(税込) 13.9円/枚 | 9-5 | 609 |

【平成29年度】

| | | | | | | | |
|---------|-------|----|---------|--------|---|------|-----|
| J17-650 | 12/04 | 熊沢 | 128,520 | (株)ケレス | 丙C22によれば 長3封筒印刷 部数 10,000 単価(税込) 12.9円/枚 10/12 請求分 | 11-5 | 626 |
|---------|-------|----|---------|--------|---|------|-----|

しかしながら、原告は従前から、かかる説明には不自然な点が多々あることを指摘している。

- ① 「ケレス」なる事業者の実在性を示す資料がまったく存在しない。事業所の所在地とされる場所でも事業がおこなわれている形跡がまったくない
- ② 高額の支出であるにもかかわらず、請求書や納品書が存在しない
- ③ 購入した物品名が記載されていない。印刷した封筒（印刷物）が添付されていない
- ④ 印刷した部数が不明である
- ⑤ 封筒に入れて送ったとする「市政報告書」を封筒購入時の前後に印刷した形跡がまったくない

この点に関し、自民党は今回、同業者が作成したとする請求書／納品書（丙C 2 1、2 2）を提出したが、かかる資料は自民党の説明のおかしさを何ら是正するものではない。

すなわち、追加提出された上記書類によって、「1万枚」という大量な封筒が印刷されたことが明確になったが、原告準備書面（2 2）で述べたように、熊沢議員の広報費の支出を見ると、同議員が平成26～29年度の間におこなわれた市政報告に関する支出は、平成27年5月の「あやり通信4」（甲9－3、345頁以下）のポスティング代のみであり、少なくとも同議員が大量の市政報告を印刷・郵送・配布していた形跡はない。そのような支出があれば、他の議員と同様、同議員も政務調査費として計上したはずである。

この点につき自民党は、「平成27年5月22日に代金を支払ったポスティング以外にも大量に配布している」と主張する（自民党準備書面（7）2頁）が、同党の主張を見ても「1万枚」というオーダーの市政報告を送付した形跡は全く認められない。仮に、同議員が1万枚もの封筒が底をつくほど大量の市政報告を郵送したのであれば、発送時の郵送料（切手代）の領収書を保管しているはずである（同議員は税理士である）が、自民党からはそのような領収書類も全く提出されない。そのうえ、自民党が主張している郵送料は政務調査・政務活動費として計上されておらず、政務調査以外の目的で使われた郵送料とも考えられる（政務調査活動のために使った郵送料であれば政務調査費として計上したはずである）。

議員の活動は政務調査に限られない。議員が政党活動、後援会活動、選挙活動に

関連して封筒を使用することも十分あり得るが、政務活動費から封筒印刷代の支出が許容されるのは、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」として広報費を支出する場合、あるいは、「会派の事務運営に必要な経費」として事務費を支出する場合に限定されている。したがって、自民党としては、同議員が印刷した封筒を用いてどのような市政報告を郵送したのか、具体的に主張立証する必要がある。しかるに、今日に至るも、その点に関する主張立証は何らおこなわれていない。自民党は、「熊沢議員はいつでも市政報告を発送ないし配布できるように、常に、封筒を切らすことの無いよう在庫が少なくなる前に発注して封筒を用意して（いた）」などと主張している（自民党準備書面（7）2頁）が、自民党は1万枚もの封筒を用意しておく必要性について何ら主張立証していないのであるから、そのような主張を行っても支出の合理的な必要性を基礎づけることにはならない。

自民党の領収書綴りには「印刷した」という封筒も添付されておらず、そもそもどのような封筒を印刷したのかも全く不明である。運用指針では広報費に関する印刷代について「当該印刷物等の見本を添付する」することを要求しているが、たとえ事務費として支出されてものであったとしても、印刷代を含むものであれば見本を添付すべきは当然である。

領収書に関しても依然として不自然な点がある。すなわち、自民党は、従前、「株式会社ケレスは取引先のほとんどが振り込みで支払いを行い、領収書を不要とする会社等であったことから、既製の領収書を用意する必要が無く、領収書が必要な際には手書きの領収書を発行していた」と主張していた（自民党準備書面（6）10頁）が、今回、突如として、同業者が作成したとする「請求書」「納品書」を提出した。これらは複写式の書類であると認められるが、「ケレス」なる事業者がこうした書式を用いているのであれば、当然ながら領収書についても会社所定の用紙を準備しているはずである（請求書と領収書が複写式になっていることが通常である）。ところが、熊沢議員の場合、領収書だけが市販の領収書用紙に手書きのものになっており、あまりにも不自然である。

さらに、J15-425については、依然として何らの「請求書」「納品書」も提出されていない。事業者の請求書類の綴りには、かかる取引についても書類が残されているはずであるが、そうした書類が一向に提出されないというのも不自然で

ある。

以上のとおり、熊沢議員のケレスに関する支出については、依然として不自然な点が多々存在する。少なくとも、政務調査・政務活動の必要に基づいて封筒印刷費を支出したことを裏付ける証拠は皆無であり、かかる支出について政務調査・政務活動との間の合理的関連性を認める余地はない。

2 早朝の駅頭宣伝活動のための駐車代の支出について

自民党とまちだ市民クラブの所属議員の多くが、早朝に町田市内の駅頭で宣伝活動をおこなう目的で駅周辺に何度も駐車し、その駐車代を政務調査・政務活動費に計上している。通勤・通学客で混みあう朝の時間帯に、駅頭でマイクを握って街頭宣伝をおこなう目的は、議員の名前を覚えてもらうとともに、自身の主義主張を伝えるためであって、議員の政治活動そのものであることは原告準備書面（13）22頁以下などで述べたとおりである。

甲228は自民党・渡辺巖太郎議員のブログに掲載されている、駅頭宣伝時の写真であるが、この写真には同議員が町田駅の駅頭に自民党広報版を立てたうえで、「本人」というタスキをかけ、議員本人の写真が大きく刷り込まれたチラシを配布している様子が写っている。撮影されたのは、平成30年1月30日であり、町田市議会議員選挙の直前の時期である。「本人」というタスキをかけている様子からして、選挙を強く意識した活動であることがわかる。

同議員は、かかる駅頭宣伝のための駐車代の支出（J17-315）が「打合せ」を目的としたものであると申告したが、およそ実態を反映しない虚偽の申告であることは写真からも明らかである。有権者にチラシを配ることは「打合せ」でも「市民相談」でもない。こうした駅頭宣伝活動は、しばしば議員本人だけでなく支援者も参加しておこなわれるが、こうした活動は議員の政治活動ないし選挙運動そのものであって、政務調査費・政務活動費との間の合理的な関連性は認められない。

同じ自民党所属の藤田議員も、平成29年1月11日に多摩境駅付近に早朝駐車をおこない、駐車代を政務活動費として計上している（J16-107）。この時の駅頭宣伝の写真も同議員のブログ（甲229）に掲載されているが、「自民党」「藤田学」という大きなのぼりを立てて駅頭宣伝をおこなったことがうかがわれる。この写真にも、駅頭宣伝活動が政党活動・選挙活動に類するものであることが示さ

れている。

なお、同議員は前夜、東京土建一般労働組合町田支部「新春旗びらき」に出席し、お酒をのんでカラオケで盛り上がったことをブログに書き記している。多くの議員が新年会・賀詞交歓会・旗開きなどの行事に参加しているが、こうした活動の実態は同議員のブログにもあらわれてとおり、政務調査とは無縁のものであり、政務調査・政党活動費として認める余地はない。

以 上